

施設建設に係る規制事項について

廃棄物処理施設の建設にあたっては建設予定地に適用される法律、条令を十分満足する施設とする必要があります。

以下に廃棄物処理法以外に、施設の設置、土地利用規制及び設備等に関する法令の例を示します。

表 1 施設の設置、土地利用規制及び設備等に関する法令の例

法令	適用範囲等
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除去する場合は河川管理者の許可が必要
道路法	電柱、電線、水管、ガス管等、継続して道路を使用する場合
建築基準法	51条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同上ただし書きではその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこのかぎりでない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長または消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可 重油タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制
航空法	進入表面、転移表面または、平表面の上に出る高さの構造物の設置に制限 地表または水面から 60m以上の高さの物件及び省令で定められる物件には、航空障害灯が必要 昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表または水面から 60m以上の高さのものには昼間障害標識が必要
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31mを超える建築物その他の工作物の新築、増築の場合
電気事業法	特別高圧（7,000V以上）で受電する場合 高圧受電で受電電力の容量が 50kW 以上の場合 自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合

土地利用の制限を受ける主要な法令の詳細を、以下に示します。

1. 都市計画に関する規制

戸塚環境センターの都市計画事項は以下に示すとおりです。なお、戸塚環境センターは「その他の都市計画施設（ごみ処理施設）」としてすでに都市計画決定されています。

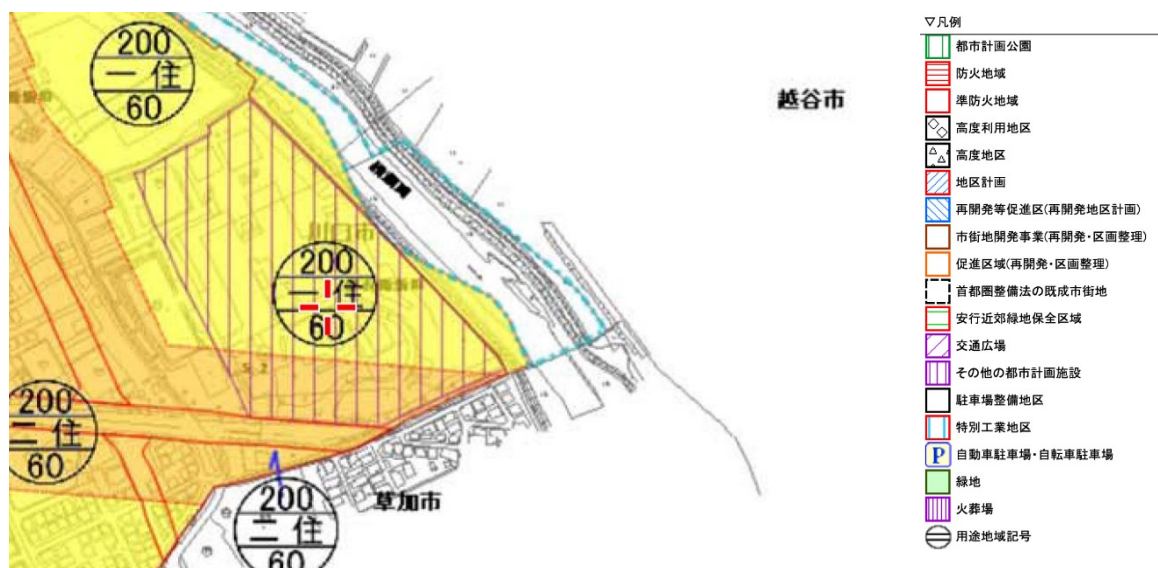


図1 都市計画決定の状況

表2 建設予定地の概要

敷地面積	51,865.8m ²
土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 : その他の都市計画施設（ごみ処理場・ごみ焼却場） ・用途地域 : 第一種住居地域（一部第二種住居地域を含む） ・建ぺい率 : 60% ・容積率 : 200% 道路幅員(m)に乗じる係数0.4 ・防火地区 : 指定なし ・高さ制限 : 川口市景観形成条例による高さ制限有り ・日影規制 : 高さ10m超 測定面4m 規制時間4h・2.5h ・道路斜線勾配 : 1.25 ・隣地斜線規制 : 20+1.25 ・緑化率 : ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による制限有り ・河川保全区域 : 敷地境界から30m
地質の状況	N値 >50 : G.L. -50m程度と想定される。

2. 河川保全区域

綾瀬川の河川区域の境界から 30m 以内の区域においては河川保全区域に指定されており、河川法第 55 条において、「土地の掘削、盛土または切土その他土地の形状を変更する行為」及び「工作物の新築または改築」を行う場合、河川管理者の許可を受ける必要があります。

戸塚環境センターの敷地に隣接して流れる綾瀬川は、表 3 に示すとおり「さいたま県土整備事務所管内」の管理河川であり、管理者は「総合治水事務所」となっています。

表 3 さいたま県土整備事務所管内管理河川一覧（平成 20 年 9 月現在）

さいたま県土整備事務所管内 管理河川一覧（平成20年9月現在）						
水系	河川名	さいたま県土整備事務所 管理延長 (m)	管理区域	保全区域 (m)	流域面積 (k平方 メートル)	管理者
一級河川（知事管理）						施設管理（工 事）事務所
	綾瀬川	左岸 16,980 右岸 29,220	さいたま市、 川口市	30		総合治水事務 所
利根川 水系	毛長川	左岸 3,870 右岸 2,750	川口市	-	8.00	さいたま県土 整備事務所
	辰井川	左岸 1,750 右岸 2,000	川口市	-	1.96	総合治水事務 所
	毛長川放 水路	左岸 960 右岸 960	川口市	-	6.54	さいたま県土 整備事務所
	伝右川	左岸 3,370 右岸 5,140	川口市	20	15.82	さいたま県土 整備事務所
	深作川	左岸 3,850 右岸 3,850	さいたま市	10	10.21	さいたま県土 整備事務所
	元荒川	左岸 7,830 右岸 9,975	さいたま市	20		総合治水事務 所
	古隅田川	左岸 0 右岸 1,485	さいたま市	-		総合治水事務 所

3. 伝搬障害防止区域について

戸塚環境センターの敷地は下図に示すとおり、敷地内を「重要無線通信電波伝搬路中心線」が通っていることから、敷地内の一部が「伝搬障害防止区域」に指定されている。そのため、高層建築物（地上31mを超える建築物等）を建設する場合には、その高層建築物の位置、高さ、形状等を届け出る必要があり、重要無線通信に障害を及ぼすと判断される場合には、障害原因部分に係る工事について一定期間（2年間）制限が課せられることとなります。

この一定期間において、当事者となる重要無線通信の無線局免許人と建築主が相互に必要な措置に関して協議すべき旨を求めることができること、当事者の一方から申出があった場合は総務大臣が必要なあつせんを行うことなども定めており、重要無線通信の確保と高層建築物等に係る財産権の行使との調和を図ります。



図 伝搬障害防止区域

4. 景観法

景観行政団体である川口市では、景観法第8条に基づき、良好な景観を形成するための目的や方針ならびに良好な景観を形成するために必要な行為の制限の基準を定めた「景観計画」に従う必要があります。

また、景観計画を運用していくために必要な事柄を定めた川口市景観形成条例が施行されています。

景観形成基準として制限、勧告もしくは協議を行うことができる項目は形態意匠（形状、材質、色彩、その他の意匠）、壁面の位置、高さの最高限度及び敷地内の木竹の保全もしくは適切な植栽を行う面積の最低限度となっています。

5. ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

3,000m²以上の敷地に建築物を新築、改築、移転又は建築面積が1.5倍以上の増築を行う場合、埼玉県へ緑化計画書を届け出る必要があります。

緑化基準面積は公共施設については用途地域に関わらず「川口市緑の基本計画」に基づき、敷地面積の20%の緑地を設ける必要があります。